

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
③農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し							
12	12の項目は、⑬「農業関連規制の見直し」(36頁)に記載						
13	事業拡大への対応等	<p>更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。</p> <p>所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。</p>	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	農林水産省	未検討	農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直し(平成31年)に際して検討することとなっているため。	農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直し(平成31年)に際して検討。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

④農業協同組合の見直し

14 ~ 20	14~20の項目は、⑬「農業関連規制の見直し」(36頁~38頁)に記載						
---------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--

5. 貿易・投資等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
①対日投資促進							
1 2 3	1～3の項目は、⑭「外国人が外国企業の子会社等を設立する際の規制の見直し」(39頁～40頁)に記載						
4	在留資格認定証明書の申請手続の柔軟化	在留資格認定証明書制度における代理人について、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認を担保しうるような形で、その範囲を適切に拡大することを検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省	措置済	「経営・管理」の在留資格認定証明書交付申請に係る代理人の範囲について、本邦において新規に事業所を設置する場合には、当該本邦の事務所の設置について委託を受けている者を加えることとした。	出入国管理及び難民認定法施行規則を改正予定
5	外国人労働者の配偶者に係る資格外活動許可の周知	「家族滞在」の在留資格で滞在している外国人配偶者であっても、地方入国管理局による資格外活動許可(包括許可)を受ければ、週28時間までは風俗営業等の従事を除き就労できること、及び個別許可を取ればこれを超える就労も可能であることを、国内外に周知する。	平成26年措置	法務省	措置済	「家族滞在」の在留資格をもって在留する者に係る資格外活動許可(包括許可及び個別許可)の取扱いについて、法務省HPに掲載し、周知した。	
6	社会保障協定の締結に向けた取組の推進	日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより高齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。	平成26年度以降継続実施	外務省 厚生労働省	—	社会保障協定の締結については、これまでに15カ国との間で協定が発効しており、平成26年10月にはルクセンブルクとの協定に署名し、今国会(平成27年通常国会)に提出したところ。	相手国の社会保障制度等も踏まえ、今後とも社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
②空港規制の緩和							
7	東京国際空港の発着枠の拡大	平成26年3月末からの2014年夏期スケジュールにおいて、昼間時間帯の1時間当たりの発着回数の上限值を出発・到着それぞれ40回に増加させ、同時に、需要に大きな偏りのある国際線が増加することから、発着回数の柔軟化(スライディングスケールの導入)を行う。	措置済み	国土交通省	措置済	平成26年3月末からの2014年夏期スケジュールにおいて、昼間時間帯の1時間当たりの発着回数の上限值を出発・到着それぞれ40回に増加させ、同時に、需要に大きな偏りのある国際線が増加することから、発着回数の柔軟化を実施した。	—
8	首都圏空港の更なる機能強化	平成26年度中に実現する年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。	平成25年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置	国土交通省	—	成田空港における第3ターミナル(LCCターミナル)の整備等により、平成26年度に首都圏空港の年間合計発着枠75万回化を達成した。 また、75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向け、平成26年7月、「首都圏空港機能強化技術検討小委員会」において、羽田空港における飛行経路の見直し等の技術的な選択肢を中間的に取りまとめた。これをもとに機能強化方策を具体化するため、同年8月に「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を設置し、関係自治体等と協議を進めている(第1回を平成26年8月、第2回を平成27年1月に開催)。	羽田空港における飛行経路の見直し等の具体化に向けて、引き続き関係自治体等と協議を進める。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
③外国法事務弁護士制度の見直し							
9	外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置	増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経歴要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会(仮称)を設置する。	平成26年度措置	法務省	措置済	平成27年3月、「外国法事務弁護士制度に係る検討会」を設置し、第1回検討会を実施した。同検討会の委員は、弁護士、外国法事務弁護士、学者、経済界から選出している。	—
10	外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化	外国法事務弁護士登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。	平成26年検討開始	法務省	措置済	平成26年12月に、法務省と日本弁護士連合会が手続きの透明化・簡素化に係る協議の場を設け、検討を開始した。平成27年3月には、外国法事務弁護士からヒアリングを実施している。	—
11	外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化	外国法事務弁護士の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。	平成26年検討開始	法務省	措置済	平成26年12月に、法務省と日本弁護士連合会が手続きの透明化・簡素化に係る協議の場を設け、検討を開始した。平成27年3月には、外国法事務弁護士からヒアリングを実施している。	—
12	外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備	外国法事務弁護士が法律事務を提供することができる法人組織(外国法事務弁護士法人)の設立を可能とするよう所要の措置を講ずる。	平成26年上期措置	法務省	措置済	外国法事務弁護士による法人の設立を可能とする「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成26年法律第29号)が平成26年4月25日に公布され、同改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行される。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
④相互認証の推進							
13	医療機器審査基準の国際整合化①(QMS省令のISO13485への対応)	「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正(新QMS省令)に際し、ISO13485に対応した内容とし、差分を明確にした構成とする。	平成26年措置	厚生労働省	措置済	平成26年11月25日に施行された「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正省令について、同省令第2章をISO13485:2003の各条項と整合した規定とするともに、第3章から第5章を国内における医療機器等の製造管理及び品質管理の確保の観点から必要な規定等を記載することにより、その差分を明確にした。	—
14	医療機器審査基準の国際整合化②(QMS省令とISO13485との関係性の明確化)	「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正(新QMS省令)に際し、新QMS省令第2章がISO13485に相当するものであることを明示する文書を和文及び英文で作成し、周知する。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	平成26年11月25日に施行された「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正省令について、同省令第2章をISO13485:2003の各条項と整合したことに、平成26年8月27日付け薬食監麻発0827第4号監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の改正について」に記載し、これを明示した。 また当該記載の英文を作成し、厚生労働省HP(http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/pharmaceuticals/qms.html)に掲載することにより、この情報を国内外に周知した。	—
15	医療機器審査基準の国際整合化③(国際的調和の推進)	医療機器の輸出入を促進するため、引き続き、欧米を含む多国間協議の場であるIMDRF(国際医療機器規制当局フォーラム)等を通じて協議を行い、国際的な調和の更なる推進に取り組む。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	厚生労働省	措置済	2014年9月及び2015年3月にIMDRF会議を実施し、調和に向けた議論を行った。	2015年9月に次回IMDRF会議を実施する予定。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
16	医療機器審査基準の国際整合化④(輸入事業者の負担軽減)	海外諸国においてISO13485の認証を取得している事業者に対する調査については、調査権者の判断により、事業者がISO取得の際に用いた資料等を参考にできるようにする方策について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	平成26年10月24日付け薬食監麻発1024第10号監視指導・麻薬対策課長通知「QMS調査要領の制定について」において、各調査実施者がQMS適合性調査を实地又は書面のいずれで実施するかに係る判断要因の1つとして、調査対象施設がISO13485:2003の認証を取得していることを記載した。これにより、調査実施者はISO13485:2003の認証に関する有効な認証書、最新の監査報告書等を参考にできることを明確にしている。	—
17	電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合	平成27年のワイヤレス電力伝送システムの実用化に向け、他の無線機器との共用条件や電波防護指針への適合性等の検証を踏まえ、型式確認の導入等の手続の簡素化を検討し、結論を得る。その際、欧米等における基準の検討の動きと整合性を図るよう努める。	平成26年度検討・結論・措置	総務省	検討中	平成25年6月から、情報通信審議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会の下にワイヤレス電力伝送作業班を設置し、型式指定や型式確認等のより簡易な手続を導入するための技術的条件について検討を実施。平成27年1月に、家電機器用の2つのシステムの技術的条件について、情報通信審議会の答申を得た。電気自動車用を含む他のシステムについては、継続して検討中。また、情報通信審議会の検討状況や実証実験等で得られたデータ等について、ITU等の国際機関への情報提供を実施。	電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件について、平成27年夏頃を目途に、情報通信審議会の答申を得るために検討を実施中。答申後は速やかに関係法令等の制度整備を進める予定。
18	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化①(国際慣行との整合化)	引き続き、VICH(動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議)のメンバー国として全VICHガイドラインの新規作成や改正に積極的に参加し、作成されたガイドラインを国内の関係法令に反映させていく。	平成26年度以降継続実施	農林水産省 厚生労働省	措置済	VICHメンバー国として、VICHガイドラインの新規作成や改正に積極的に参加し、作成されたガイドラインを国内の関係法令等に反映している。	引き続き、取組を継続。
19	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化②(関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化)	動物用医薬品の承認審査について、3府省(内閣府、厚生労働省、農林水産省)の連携を一層密にし、可能な限り各府省における手続を並行して進めるなど、審査期間を短縮する方策について具体的な検討を進める。	平成26年度継続検討・結論を得次第順次措置	農林水産省 内閣府 厚生労働省	検討中	動物用医薬品の承認審査手続については、関係府省において審査期間を短縮するための手続の見直しを行ってきたところ。	引き続き、3府省における手続を並行して進める方策等について具体的な検討を進める。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
20	自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し	「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)」の速やかな国内導入について中央環境審議会等で検討し、結論を得次第導入する。	平成26年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	経済産業省 国土交通省 環境省	検討中	平成26年3月に国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において成立した乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)に関し、平成27年2月、中央環境審議会において、国内排出ガス試験法への導入等が答申されたところである。WLTPが排出ガス・燃費共通の試験法であることを踏まえ、現在、WLTPの国内燃費試験法への導入に関し、総合資源エネルギー調査会と交通政策審議会の合同会議における検討に向けた準備を行っているところ。	WLTPの国内燃費試験法への導入に関し、総合資源エネルギー調査会と交通政策審議会の合同会議における検討を開始する予定。
21	米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進	米国等との間で、既に締結済みの航空機材以外の分野(乗員資格、整備施設、シミュレーター等)において、相互承認の協議を推進する。また、欧州との間で、相互承認の新規締結に向けた協議を推進する。	平成26年度以降継続実施	国土交通省	措置済	米国との間で既に締結済みの航空機材以外の分野(乗員資格、整備施設、シミュレーター等)について、平成26年3月及び10月に整備分野等への拡大に向けた協議を実施した。また、欧州との間で、相互承認の新規締結に向けた協議を平成27年3月に実施した。	米国との間で、今後とも、実務的な調整作業を進めるとともに、特に整備分野への拡大について、平成27年5月に会議を開催し協議を進める予定。また、欧州との間で相互承認の新規締結に向け平成27年6月に会議を開催し協議を進める予定。
22	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速①(J規格の最新のIEC規格への整合化)	情報通信機器のJ規格のうち、ACアダプタに関するJ60950-1(H22)を含め、最新の国際標準であるIEC規格との整合が図られていないものについて、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループでの議論、パブリックコメント等を踏まえ、IEC規格に整合させる。	措置済み	経済産業省	措置済	J60950-1(H22)を含め、最新のIEC規格との整合が図られていない15規格について、平成26年2月21日に開催した産業構造審議会製品安全小委員会第1回電気用品整合規格検討ワーキンググループにおいて、最新のIEC規格に整合した整合規格案の採用の是非について審議を行い、採用することを確認した。これを受けて、採用が認められたJ60950-1(H26)など15規格について、パブリックコメントを経て電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商局第3号)を一部改正し、整合規格として公表した(平成26年4月14日改正・7月1日適用)。	
23	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速②(J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化の推進)	今後IEC規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該IEC規格に整合したJIS等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準(J規格)に反映させる。	平成26年以降継続実施	経済産業省	—	これまで産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを3回開催し、計29規格について最新のIEC規格との整合化を図った。	第4回電気用品整合規格検討ワーキンググループを平成27年4月20日に開催し、IEC規格の改定があった9規格の整合規格案の採用の是非について審議を行う予定としている。引き続きJ規格と最新のIEC規格の迅速な整合化を推進していく。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
24	輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し	輸入食品監視指導計画に基づく、輸入食品等の自主検査の実施頻度については、過去の実績等を参考に違反事例が認められず、製造施設の衛生管理状況が保たれている等の食品は自主検査の頻度を緩和し、また、違反が認められる等の食品については指導強化を行うなど、リスクベースでの適切な自主検査の頻度について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	厚生労働省	措置済	輸入食品の自主検査について、同一原材料、同一製造工程及び同一製造所において製造したことが確認された場合は添加物に係る自主検査の頻度を緩和するよう、「食品に係る添加物の自主検査について」(平成27年3月31日付け食安輸0331第3号通知)を発売した。	「食品に係る添加物の自主検査について」(平成27年3月31日付け食安輸0331第3号通知)について、関係事業者等へ周知を行うとともに、各検疫所において同通知に基づき自主検査の頻度の緩和を実施する。
25	18GHz帯送信空中線の開口径の規制見直し	18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件のうち、送信空中線の開口径の規制見直しについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	総務省	措置済	従来の開口径や周波数からアンテナ特性を算出する方法を見直し、それによらない算出手法を採用した告示を平成27年3月17日に官報に掲載した。	
26	特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大①(防爆構造電気機械器具)	外国に立地する機関が、防爆構造電気機械器具等の型式についての検定を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、所要の措置を講ずる。	労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行までに措置	厚生労働省	措置済	労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成26年6月25日に公布され、外国に立地する機関が、防爆構造電気機械器具等の検査を行うことができる登録検査・検定機関として登録を受けることができることとされた。制度の詳細については、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令において定められる予定であり、当該省令案に対しては妥当である旨の答申を労働政策審議会より得たところ。	労働政策審議会からの答申を踏まえ、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定等の措置を改正法のうち、外国登録検査・検定機関制度の施行日である平成27年6月1日までに講ずる。
27	特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大②(第一種圧力容器)	外国に立地する機関が、第一種圧力容器等の検査を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、所要の措置を講ずる。	労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行までに措置	厚生労働省	措置済	労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成26年6月25日に公布され、外国に立地する機関が、第一種圧力容器等の検査を行うことができる登録検査・検定機関として登録を受けることができることとされた。制度の詳細については、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令において定められる予定であり、当該省令案に対しては妥当である旨の答申を労働政策審議会より得たところ。	労働政策審議会からの答申を踏まえ、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定等の措置を改正法のうち、外国登録検査・検定機関制度の施行日である平成27年6月1日までに講ずる。
28	動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大	組換えワクチンへのシードロットシステムの導入のため、品質を確保するための検査方法等の検討を進め、その結果を踏まえて、関係法令に反映させていく。	平成26年度継続検討、平成27年度を目処に結論、結論を得次第措置	農林水産省	検討中	組換えワクチンへのシードロットシステムの導入のため、品質を確保するための検査方法等を検討中。	平成27年度を目途に結論を得る。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
29	食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し	食用動物に用いられるワクチンについて、欧米における使用制限期間の設定の考え方も参考に、使用制限期間の設定を見直す。	平成26年度検討・結論・措置	農林水産省 内閣府 厚生労働省	措置済	食品安全委員会の評価に基づき、「食用動物に用いるアジュバント加ワクチンの使用制限期間の見直し」(平成26年12月19日付け農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長通知。)を発出するとともに、関係団体等に周知した。	見直し後の考え方に基づき、ワクチン製造販売業者が個別の製剤ごとに使用制限期間の見直しを検討し、農林水産省への変更手続を進めていく予定。
30	家庭用品品質表示の国際整合化①(指定品目の見直し)	政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・結論を得次第措置	消費者庁	未措置	関係事業者等に対し、ヒアリング調査及び意見交換会を計5回実施。 社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、指定品目の一部を内閣府令又は告示で定めることとする方向で合意を得たところ。	指定品目の見直しについては、平成26年度において一定の結論を得たことを踏まえ、平成27年度以降に政令等の改正を行うべく準備を行う予定である。
31	家庭用品品質表示の国際整合化②(表示内容の見直し)	各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。	平成26年度検討開始、平成26年度以降平成28年度までに順次結論・結論を得次第順次措置	消費者庁	検討中	関係事業者等に対し、ヒアリング調査及び意見交換会を計5回実施。	平成26年度における調査や意見交換の結果等を踏まえつつ、具体的な表示内容の見直しに向け、有識者、消費者等を含めた検討会を行い、平成28年度までに結論を得たものより順次改正を進める予定である。
32	家庭用品品質表示の国際整合化③(表示・試験方法の見直し、海外への情報発信)	消費者の利益の擁護及び増進の観点を基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法(下位規範を含む。)を英文化する。	平成26年度検討開始、平成26年度以降結論を得次第順次措置	消費者庁	検討中	関係事業者等に対し、ヒアリング調査及び意見交換会を計5回実施。	平成26年度における調査や意見交換の結果等を踏まえつつ、具体的な表示内容の見直しに向け、有識者、消費者等を含めた検討会を行い、結論を得たものより順次改正を進める予定である。
33	家庭用品品質表示の実効性確保	立入検査の実効性を高め、消費者保護の向上を図る観点から、全国の地方公共団体の立入検査の実態を把握し、執行実績が少ない地方公共団体に対し、執行上のアドバイスなどの支援を行うとともに、そのフォローアップを行う。	平成26年度措置(平成27年度以降継続実施)	消費者庁	措置済	全国の地方公共団体に対して立入検査の実態調査及び執行実績が少ない原因・問題点に関するヒアリングを実施した。また、消費者行政関係者の会議等においてもその必要性を説明し意見交換を図った。さらに、立入検査のやり方などについてより詳細にした家庭用品品質表示法事務処理マニュアルを作成し配布した。	引き続き、立入検査の実効性を高めるため、法制度説明会なども含めフォローアップを行う予定である。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化							
34	新KS/RA制度に係る事業者負担の軽減	本制度は米国の要求により導入されたものであり、制度の見直しに当たっては米国保安当局との調整が必要となるが、荷主及び物流事業者の負担軽減を図るべく、適宜、主要な荷主や物流事業者等との意見交換を実施しながら、セキュリティの確保に十分配慮をした上で、効率的な検査制度を構築することについて検討する。	平成26年度検討開始	国土交通省	措置済	関係団体等を構成メンバーとする意見交換会を開催し、航空貨物保安制度の効率的な運用等について、課題の認識を共有し検討を開始した。なお、米国保安当局とも制度の運用状況等情報共有し、意見交換を行っている。	引き続き関係団体等を構成メンバーとする意見交換会を継続的に開催し、航空貨物保安制度の効率的な運用等について課題の検討を行うとともに、米国保安当局とも情報共有および意見交換を継続する。
35	輸出申告内容の船積後修正の簡素化	輸出者が船積後に数量等の申告内容をNACCSで修正を行うことを可能とするよう措置を行う。	措置済み	財務省	措置済	「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成22年2月12日財関142号)」を平成26年3月31日に改正し、船積情報登録以降に、輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容の訂正手続を、NACCSを利用し行うことを可能とした。	
36	化粧品輸入時の手続の簡素化①(「輸入変更届」の添付資料の廃止)	医薬品等輸出手続オンラインシステムの導入に合わせ、「化粧品製造販売業(製造業)許可」の5年ごとの更新に際して必要とされる「輸入変更届」の届出を行う際、届出済の「輸入届」の写し等の添付を不要とする。	平成26年措置	厚生労働省	措置済	医薬品等輸出手続オンラインシステムの稼働(平成26年1月25日)により、「化粧品製造販売業(製造業)許可」の5年ごとの更新に伴う輸入変更届出に際し、届出済の「輸入届」の写し等の添付を不要とした。	—
37	化粧品輸入時の手続の簡素化②(「輸入届」の届出手続に係る添付資料の簡素化)	化粧品輸入に係る製造販売用化粧品輸入届書の届出時における書類(製造販売業(製造業)許可証、化粧品製造販売届書、化粧品外国製造販売業者(製造業者)届書)の添付について、その写しの一部の添付を不要とするなど、事業者の負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。	平成26年検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	医薬品等輸出手続オンラインシステムの稼働(平成26年1月25日)により、製造販売業(製造業)許可証については、システム利用者登録時に電子媒体(PDF)を登録すれば、輸入届出ごとの添付を不要とした他、化粧品製造販売届書については、電子媒体の添付を認めることにより、事業者の負担軽減を図った。なお、従来より、化粧品外国製造販売業者(製造業者)届書の添付は不要としている。	—
38	化粧品輸入時の手続の簡素化③(輸入事業者の事務処理負担の軽減)	化粧品輸入事業者の事務処理負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。	平成26年検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	医薬品等輸出手続オンラインシステムの稼働(平成26年1月25日)により、各種手続の簡素化を図るなど、化粧品輸入事業者の事務処理負担を軽減した。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
39	輸入貨物の部分品の返送に当たり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化	特別一般包括許可が適用される「輸入された貨物の種類、品質(故障を含む)、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」の範囲の明確化を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	経済産業省	措置済	平成26年6月、経済産業省HPの安全保障貿易管理に関するQ&Aのページに、特別一般包括許可が適用される「輸入された貨物の種類、品質(故障を含む)、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」について解説を追加し、その範囲を明確化した。	—
40	盗難車部品の不正輸出防止	例えば自動車リサイクル法に基づく電子 manifests の利用の可能性も含め、盗難自動車の部品の不正輸出を監視する体制を全国で整備することについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	警察庁 財務省 経済産業省 環境省	措置済	盗難自動車の部品の不正輸出を監視するための取組の一事例として、自動車リサイクル法に基づく電子 manifests システムを活用することについては、経済産業省及び環境省において、取組を実施している港を訪問して取組状況を確認するとともに、税関等の関係者と意見交換を行った上で検討を行いました。その結果、同システムはあくまでも自動車リサイクル法に基づく適正な解体自動車の輸出であるかを確認するものであり、盗難自動車から取り外された部品であるか否かは確認できないことから、同システムを盗難自動車の部品の不正輸出の監視に利用することは不適當であるという結論が得られました。 盗難自動車の部品の不正輸出を防止するためには、自動車やその部品の盗難自体を防ぐ必要があるところ、警察においては関係機関と検討・連携して、イモビライザ等の盗難防止機器の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を実施しました。 (参考) 警察と財務省・税関においては、平成13年より盗難自動車に関する情報共有等による不正輸出防止対策等を推進しており、自動車盗の平成26年の認知件数は、前年と比べ5,425件減少して16,104件となり、昭和35年以来、54年ぶりに2万件を下回っている状況にあります。	引き続き、官民が連携して、情勢に応じた盗難自動車に係る不正輸出防止対策を推進します。
41	輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進	通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況、諸外国や民間の貿易取引の電子化の状況及び電子技術の進展や国際物流の動向を踏まえて、通関関係手続をどの程度まで電子化するのが適切であるかを検討し、可能なものから順次実施する。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	財務省	措置済	財務省関税局・税関では更なる貿易円滑化の観点から、平成23年度より通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に取り組んでおり、平成25年10月から通関関係書類の電磁的記録による提出を可能としている。これまで、電磁的記録による書類の提出に係る利用促進策について、順次実施しており、例えば、申告控等への原本提出の要否の表示(平成26年3月実施)、医薬品等の輸出入手続のNACCS業務への追加(平成26年11月実施)、提出ファイルの容量の拡大(平成27年3月)などを実施している。	平成29年10月の次期NACCS稼働時に「通関手続に係る電子手続の原則化」を実現することとしており、通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況や、関係省庁及び民間事業者の対応状況等を踏まえつつ、通関関係手続をどの程度まで電子化するのが適切かを検討し、可能なものから順次実施する。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
42	EPAにおける自己証明制度の導入拡大	新規EPA交渉、既存EPAの再協議において、相手国の事情・要望等を考慮しつつ、自己証明制度の更なる拡大に取り組む。	平成26年度以降継続実施	経済産業省	措置済	平成27年1月に発効した日豪EPAにおいて、我が国の事業者の利便性等を踏まえ、自己証明制度を導入した。	相手国の事情や我が国事業者の利便性等を考慮しつつ、引き続き、自己証明制度の更なる拡大に取り組む。
43	他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進	「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	環境省	措置済	石炭灰などの循環資源について、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことを担保しつつ、輸出後の取扱いの確認に係る手続きの迅速化を図るため、輸出審査基準等を定める通知の改正案を作成し、平成27年3月17日にパブリックコメントを募集開始した(同年4月20日締切)。 改正案では、輸出相手国における取扱い状況についても考慮し、我が国の廃棄物処理法に基づく処理基準に相当する輸出国の基準に適合する場合についても、審査基準に適合する場合として新たに認めることとしている。 なお、実際の輸出相手国の規制状況の調査に3月中旬まで要したが、その結果を踏まえ、ただちにパブリックコメントを開始したところであり、パブリックコメントの結果を踏まえ、速やかに措置を完了することとしている。	パブリックコメントの結果を踏まえ、速やかに改正内容について検討し、平成27年5月中に改正を実施する。
44	重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化	重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム(NSG)における規制の趣旨や米国など諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	重水素及び重水素化合物の輸出規制については、国際輸出管理レジーム(NSG)における規制の趣旨や米国などの諸外国の運用等を踏まえ、検討中。	諸外国の運用状況の把握を行いつつ、国際輸出管理レジーム(NSG)の会合対応等を含め、引き続き検討していく予定。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
⑥入管政策の改定							
45	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	今後の更なるビザ発給要件緩和について、各国との二国間関係、外交的意義、治安等への影響等を総合的に勘案し、観光立国の実現に向けた検討を加速する。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省	措置済	インド国民に対して平成26年7月3日より短期滞在数次ビザの発給を開始した。 インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、発給要件の緩和に加え、有効期間を最長5年に延長したほか、これら3か国以外の国に居住している当該国籍人についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を平成26年9月30日より実施しており、さらに、指定旅行会社の取り扱うパッケージツアー参加者の一次観光ビザの申請手続き簡素化を同年11月20日より実施した。 また、インドネシア国民に対して、在外公館へのIC旅券の事前登録制によるビザ免除を同年12月1日より実施した。 この他にも、中国人に対する数次ビザ発給要件緩和を2015年1月19日より開始した。具体的には、①商用目的の者や文化人・知識人の数次ビザの申請者について、要件を一部緩和する、②沖縄・東北数次ビザ申請者について、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力の要件を緩和する、③個人観光客について、相当の高所得者に限り、沖縄・東北三県のいずれかに1泊することを要件としない数次ビザを導入した。	今後の更なるビザ発給要件緩和について、各国との二国間関係、外交的意義、治安等への影響等を総合的に勘案し、観光立国の実現に向けた検討を行う。
46	寄港地上陸許可手続の運用改善	寄港地上陸許可の審査において、「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とするものではない旨を、各入国管理局に対し改めて周知する。	平成26年度措置	法務省	措置済	平成25年11月に寄港地上陸許可手続に係る運用を見直したところであるが、平成26年6月に地方入国管理官署に対して当該見直しの趣旨を改めて周知した。	引き続き、適正な制度の運用を継続。
47	トランジット・ビザ発給方法の見直し	トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省	—	トランジットビザに関しては、観光目的等の他の短期滞在ビザに比して、査証料金が低価格であり、申請時の提出書類が少ない。また、これに加えて代理申請機関・代理人による申請が認められており、既に申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化が図られているところ、現時点において見直しの必要性は認められない。	トランジット・ビザに関しては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
48	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し①(手続の円滑化)	出入国管理及び難民認定法改正により措置される入国審査手続の円滑化について、その具体的な基準・運用等を定めるに当たり、外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人旅行者の増加、クルーズ船寄港誘致競争の優位化を実現する観点からも検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省	措置済	平成27年1月1日に施行された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律第74号)において、「船舶観光上陸許可」が導入され、従来の特例措置より多くのクルーズ船の外国人乗客に対して簡易な手続で上陸を許可することが可能となった。また、航空機等で来日して我が国の出入国港からクルーズ船に乗船し、当該クルーズ船で出入国する外国人乗客に対する上陸手続についても「再入国許可」を受けたものとみなし、簡易な手続で上陸を許可することが可能となった。	「船舶観光上陸許可」制度等による円滑な入国手続を実施。
49	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し②(海外臨船審査の導入・拡大)	クルーズ船の外国人乗客に対する海外臨船審査の導入・拡大について、公海上で入国審査手続を可能にするために船籍国との協議を加速するなど、所要の措置について検討する。	平成26年度以降も引続き検討、結論を得たものから順次措置	法務省	検討中	公海上の船内で入国審査手続を行うことに関し船籍国との協議のあり方について政府部内で検討中。	政府部内での検討及び船籍国との協議を踏まえ、結論を得られたものから順次実施。
50	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し③(クルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国)	クルーズ船の運航会社が発行するクルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国その他のクルーズ船乗客の負担軽減のための入国等手続の簡素化について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省	措置済	平成27年1月1日に施行された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律第74号)において、「船舶観光上陸許可」が導入され、旅券への証印に代えて船舶観光上陸許可書の交付により入国を認めることとした(出入国管理及び難民認定法第14条の2第4項)。また、上陸申請時に提出を求める「外国人入国記録」について記載事項を大幅に簡素化した「船舶観光上陸許可」専用の様式を採用した(出入国管理及び難民認定法施行規則別記第6号の7様式)。	「船舶観光上陸許可」制度等による円滑な入国手続を実施。
51	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し④(個人識別情報取得の更なる簡素化)	クルーズ船の外国人乗客に対する入国審査において、指紋採取を省略することの是非について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省	措置済	テロに対する脅威は依然として高く、現時点において、クルーズ船乗客から指紋の提供を求めないことは適当ではない。	「船舶観光上陸許可」制度等による円滑な入国手続を実施。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
52	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住に要する在留歴の短縮の早期実現	出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「高度専門職2号」について、その基準を定めるに当たり、有能な外国人材が我が国でより長期にわたり活躍できるようにする観点からも検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省	措置済	平成26年12月26日に公布された出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(平成26年法務省令第34号)において、「高度専門職2号」の在留期間を無期限とするとともに、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令(平成26年法務省令第37号)において、「高度専門職1号」から「高度専門職2号」への変更にかかる在留歴の要件を3年以上とした。	平成27年4月1日施行予定
53	「総合職」に適した在留資格の創設	出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、その基準を定めるに当たり、企業における人材活用の在り方の多様化も踏まえて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省	措置済	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律74号)において、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、業務に要する知識等の区分(文系・理系)に基づく「人文知識・国際業務」と「技術」の区分を廃止し、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」に一本化した。その基準については、人材活用の在り方の多様性を踏まえ、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成26年法務省令第35号)において、専攻科目を自然科学又は人文科学の分野に属する技術若しくは知識に関連する科目とするなどした。	平成27年4月1日施行予定
54	カテゴリ1又は2の就労系在留資格と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化	カテゴリ1又は2に該当する企業において就労する外国人の被扶養者について、単独で申請した場合であっても、扶養者がカテゴリ1又は2に該当する企業において就労している者であることが証明され、かつ扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない場合には、当該外国人と同時申請された時と同様に迅速処理をする方向で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省	措置済	カテゴリ1又は2に該当する企業において就労する外国人の家族(被扶養者)が単独で申請した場合であっても、当該申請の際に、扶養者の所属機関がカテゴリ1又は2であることを証する文書の提出がなされ、扶養者と家族の関係及び扶養者の扶養能力に疑義がなく、かつ、扶養者と同時に申請できない合理的な理由があるときは、同時申請された場合と同様に迅速処理をすることとし、法務省HPにおいて周知した。	

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
55	日本人女性の就労を促す家事支援策の検討(外国人家事支援人材の活用)	女性の活躍推進等の観点から、外国人家事支援人材については、国家戦略特区の枠組みの中で、十分な管理体制の下で活用する仕組みの検討を進める。	平成26年度検討開始	内閣府 法務省 厚生労働省 経済産業省	未措置	女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留を可能とする措置を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(改正特区法案)」を第187回臨時国会に提出(審議未了により廃案)。	改正特区法案について、更なる規制改革事項の追加を行い、内容を一層充実させた上で、今国会に提出予定。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し							
56	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	イスラム金融関連取引について、銀行本体による提供が容認される形式、遵守すべき事項等を検討し、指針等により公表する。	平成26年度検討・結論・措置	金融庁	措置済	銀行本体での取扱いが認められるイスラム金融取引の形式を整理するとともに、監督上の留意点を明確化した主要行等向けの総合的な監督指針等の改正案について、パブリックコメントを実施(平成27年2月24日)	パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、速やかに公表(平成27年4月1日公表・施行)
57	スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加	スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加について、諸外国における貿易保険制度の状況を踏まえつつ、関係業界、独立行政法人日本貿易保険及び経済産業省で3者協議の場を設ける。	平成26年度措置	経済産業省	措置済	2014年12月に関係業界、独立行政法人日本貿易保険及び経済産業省でスワップ契約の付保に関して意見交換を実施。必要性の検証や実施に向けた課題の整理が必要であることについて認識を共有した。	関係業界のニーズに応じて引き続き対応を検討。
58	海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和(対内直接投資からの除外)	海外での募集・売出しに係る証券会社による引受(議決権行使をしないものに限る。)に伴う株式の取得について、外国為替及び外国貿易法第27条に基づく対内直接投資等に係る事前届出の対象から除外する。	平成26年度上期措置	財務省	措置済	<p>本邦会社が海外で公募増資等を行う際に、海外の証券会社が投資家への販売を目的として株式を取得(引受)する場合に必要な対内直接投資等の事前届出について、当該引受は、投資家に取得させるための取得であり、通常、証券会社自身が当該本邦会社の経営に影響を及ぼす目的で取得するものではないことを踏まえ、平成26年8月20日、対内直接投資等に関する命令(昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号)を改正し、以下の対内直接投資等について届出・報告の対象から除外した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後報告の対象となる業種を営む本邦の上場会社の株式の引受(金融商品取引法第2条第8項第6号) ・事前届出の対象となる業種を営む本邦の上場会社の株式の引受(当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。) 	

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
59	保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大	保険会社が外国の銀行、有価証券関連業、信託業、金融関連会社等を買収する場合、当該銀行等が保有する他業子会社についても一定期間保有を認めるよう、所要の措置を講ずる。	平成26年度措置	金融庁	措置済	保険会社が海外の金融機関等を買収した場合に、当該金融機関等の子会社のうち、法令上、保険会社グループには認められていない業務を行う会社についても一定期間(5年)の保有を可能とする等の措置を盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第45号)が、同年5月23日に成立した(同月30日公布、同年11月28日施行)。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑧貿易に係る物流の効率化							
60	コンテナ輸送における 国際貨物・国内貨物の 通行許可基準の統一	国際海上コンテナを積載する車両と国内コンテナを積載する車両の特殊車両通行許可の基準については、他のバン型等のセミトレーラ連結車も含めて基準の統一を行う。 なお、道路を傷める重量を違法に超過した大型車両への取締りを強化するなどの取組も実施する。	平成26年度措置	国土交通省	措置済	平成27年3月31日付けで「車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年9月25日建設省令第28号)」の改正及び「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて(平成10年3月31日付道路局道路交通管理課長・企画課長通達)」の改正・発出を行い、駆動軸重に係る特殊車両通行許可基準の統一を行った。 なお、平成27年2月23日より、車両総重量が基準の2倍以上の悪質違反者に対して即時告発を行えるよう通達改正するなど、取締り等の強化を図っている。	—